

2006年2月8日

各 位

偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償について

株式会社東和銀行（頭取 増田熙男）は、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」の施行に伴い、2006年2月10日（金）よりキャッシュカード規定を改定し、同日以降に発生した個人のお客さまの偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償を実施いたします。

記

1. 個人のお客さまへの補償の概要

(1) 偽造カード

偽造キャッシュカードによる被害の場合は、ご本人に「故意」または「重大な過失」があることを当行が証明した場合を除き、補償します。

今回、ご本人に「故意」または「重大な過失」があることを当行が証明した場合を除き、払戻しが無効である旨をキャッシュカード規定に明記いたしました。

なお、補償に際しては、キャッシュカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況などについて、当行の調査にご協力いただきます。

(2) 盗難カード

個人預金者の方の盗難キャッシュカードによる被害については、次の項目すべてに該当した場合、当行は、原則通知をいただいた日の30日前の日以降になされた不正な払戻し被害にかかる補償をします。

ア．キャッシュカードの盗難に気づいてから、速やかに当行にご通知いただくこと

イ．当行の調査に対して、ご本人より十分な説明を行っていただくこと

ウ．警察に被害届をご提出いただくこと

ご本人に「過失」があることを当行が証明した場合の補償金額は4分の3となります。

次の場合は、被害補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。

ア．ご本人に「故意」または「重大な過失」があった場合

イ．ご親族等による払戻しの場合

ウ．当行に虚偽の説明が行われた場合

エ．戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じた盗難の場合

オ．キャッシュカードの盗難から2年を経過する日後に通知のあった場合

2. お客さまへのお願い

(1) 偽造・盗難キャッシュカード被害にかかるお客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合については、別紙でご確認ください。

(2) カード及び暗証番号の管理

カードの管理

ア．自動車内にカードを放置するなど、カードを他人に奪われる状態に置かないでください。

イ．カードを他人に貸与しないでください。

暗証番号の管理

ア．他人に推測され易い暗証番号（生年月日、電話番号、自動車のナンバーなど）は使用しないでください。

ご使用の場合は速やかに変更手続きください。当行のＡＴＭでもご本人により暗証番号変更ができます。

イ．暗証番号をカード上に記入したり、カードとともに暗証番号を記入したメモを保管・携行しないでください。

（３）マルチ暗証のご利用について

マルチ暗証とは、当行のＡＴＭをご使用時に従来の暗証番号と第二暗証（「カタカナ」等）を併用することであり、２種類の暗証を入力いただくことにより、ご本人の確認を厳正化する当行独自の暗証方式です。

キャッシュカードの偽造・盗難被害からお客さまをお守りする一助となると考えますので、ぜひ、ご検討のうえ、店頭窓口までご相談ください。

３．被害に遭われた場合の連絡先

偽造・盗難キャッシュカード被害に遭われた場合には、速やかにお取引店にご連絡ください。また、お取引店のほか、次の専用ダイヤルでも受付いたします。

電話番号：０１２０－４９５－９１０ 受付場所：東和銀行本店 お客さま相談センター 受付時間：９：００～１７：００（月～金曜日） ただし、銀行休業日は除きます。
--

以 上

「重大な過失」または「過失」となりうる場合

<p>「重大な過失」となりうる場合</p>	<p>預金者の「重大な過失」となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 他人に暗証を知らせた場合(2) 暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合(3) 他人にキャッシュカードを渡した場合(4) その他預金者に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 <p>(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対して暗証を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。</p>
<p>「過失」となりうる場合</p>	<p>預金者の「過失」となりうる場合の事例は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 次の または に該当する場合<ul style="list-style-type: none">当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合(2) 上記(1)のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合<ul style="list-style-type: none">暗証の管理<ul style="list-style-type: none">ア. 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合キャッシュカードの管理<ul style="list-style-type: none">ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置する等、第三者に容易に奪われる状態においた場合イ. 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合(3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反が預金者にあると認められる場合